

下水汚泥肥料に係る新しい公定規格「菌体りん酸肥料」の制定について

背景

汚泥肥料は平成 12 年 10 月の改正肥料取締法で（特殊肥料から）普通肥料に位置付けられ、重金属等の有害成分についての含有量基準は定められていましたが肥料成分についての保証値は定められておらず、他の化学肥料等との混合製造は認められていませんでした。また、製品保証票には原料名として「下水汚泥」の明示が条件付けされていたことからイメージ的な問題もあり肥料としての需要は限られ、全下水汚泥発生量（脱水汚泥ベース）のうち肥料利用はわずか 1 割程度にすぎませんでした。

しかし、輸入肥料原料価格の高騰により国内の化学肥料価格は令和 4 年度以降上がり続けていることから、下水汚泥等の未利用資源の利用拡大により肥料の国産化・安定供給を図ることが国の緊急方針として示されました。この対応施策の一環として、農林水産省は国土交通省等と協議を重ね、下水汚泥等の肥料利用拡大に向け新たな公定規格「菌体りん酸肥料」の案を作成し、令和 5 年 2 月に内閣府の食品安全委員会に諮問しました。

新公定規格「菌体りん酸肥料」案の概要

- 対象となる肥料原料
 - ・ 下水道の終末処理施設、し尿処理施設、集落排水処理施設、浄化槽又は工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥資源等に由来する「排水処理活性沈殿物」を原料とし、それらを脱水、乾燥、腐熟、焼成したもので、おがくずや家畜ふん等を混合することも可能。（従来の汚泥肥料と同じ）
- 製造者による肥料登録の条件
 - ・ りん酸全量を必須で 1%以上保障 **【NEW!】**
 - ・ カドミウムや水銀などの有害成分が基準以下（従来の汚泥肥料と同じ）
 - ・ 品質管理責任者の設置や年 4 回以上の成分分析などに取り組むこと **【NEW!】**
- 原料規格に「排水処理活性沈殿物」の追加
 - ・ 登録肥料を製造・販売する場合、肥料袋等に原料名表示が義務付けられていますが、従来は「下水汚泥」などと表記する必要があり、肥料流通販売業者等から「下水汚泥」の名称イメージの改善が提言されていました。
- その他
 - ・ 窒素や加里などりん以外に有効成分についても、それぞれで規定する最低含有率を満たせば保障成分として登録可能 **【NEW!】**

下水汚泥肥料利用促進へ期待される効果

新たな公定規格案は、内閣府の食品安全委員会で審議された後、パブリックコメントなどを経て決定されます。

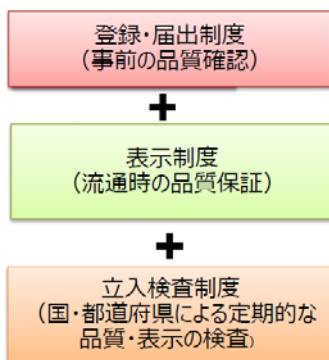
正式に制定された後は、化成肥料等と混合した製品（指定混合肥料）の製造・販売も可能となります。下水汚泥に少ない加里成分を添加するなど肥料メーカーの商品開発を促し、農家の要望に応じた製品の提供により下水汚泥の肥料原料利用の大幅な促進が期待されます。

なお、従来の「汚泥肥料」規格も残りますが、この規格で登録した場合は化成肥料との混合は認められません。

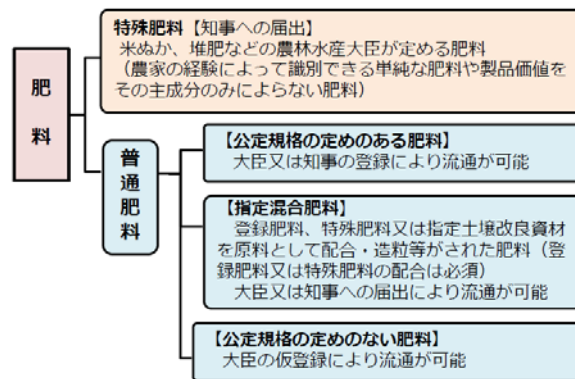
参考：肥料制度の仕組み（肥料の区分）

農林水産省 HP:肥料法の概要 R3年7月

■肥料制度の仕組み（制度の構成）



■肥料制度の仕組み（肥料の区分）



(技術開発室)